

平成28年熊本地震にかかる災害復旧資金の概要（福祉貸付事業）

平成28年熊本地震にかかる被災地の復興を支援するため、災害復旧資金として、下記のとおり特例措置の取扱いを行うことといたしました。

1. 対象範囲

平成28年熊本地震により被災された社会福祉施設等の事業者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能な方がご利用いただけます。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金 経 営 資 金	100%	70～80%

- ・ 「設置・整備資金」は1,000万円まで、「経営資金」は2,000万円まで無担保でのご融資が可能です。

3. 貸付利率

貸付金の種類	災害復旧資金
設置・整備資金	全期間無利子
経 営 資 金	《当初3年間》無利子 《4年目以降》基準金利同率

- ・ 貸付利率は契約締結時点の利率が適用されます。
- ・ 経営資金における4年目以降の貸付利率は償還期間によって異なります。
- ・ 保証人不要制度を利用する場合は利率に0.05%が上乗せされます（無利子貸付の場合は0.05%となります。）。
- ・ 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しますので、お問い合わせください。

4. 償還期間（据置期間）

○設置・整備資金

	災害復旧資金 (二重債務※となる方)	災害復旧資金	通常
償還期間	最長39年	最長30年	
据置期間	最長3年	最長3年	

- ・ 償還期間（据置期間）は貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※二重債務となる方とは…

平成28年熊本地震の被災以前から、施設及び事業を運営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、平成28年熊本地震により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

○経営資金

	災害復旧資金	通常
償還期間	最長15年	最長5年
据置期間	最長3年	最長6か月

- ・ 償還期間が10年以内の場合は、据置期間は2年以内となります。

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

（問い合わせ先）

独立行政法人福祉医療機構 大阪支店 福祉審査課

TEL 06-6252-0216（平日9:00～17:00）

FAX 06-6252-0240

E-Mail: wam_oosaka01@wam.go.jp